

政令第二百五十八号

自然公園法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二条第六号、第二十条第三項第十八号、第二十条第三項第十一号及び第三十七条第一項第三号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

自然公園法施行令（昭和三十二年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第六号中「及び」を「その他の自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設及び」に改める。

第六条を第九条とし、第五条の前の見出しを削り、同条を第八条とし、同条の前に見出しとして「（負担金の徴収方法等）」を付し、第四条を第七条とし、第三条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（野生動物の生態に影響を及ぼす行為）

第六条 法第三十七条第一項第三号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 野生動物（法第三十七条第一項第三号に規定する野生動物をいう。次号において同じ。）に餌を与え

ること。

二 野生動物に著しく接近し、又はつきまとうこと。

第二条の次に次の二条を加える。

(特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為)

第三条 法第二十条第三項第十八号の政令で定める行為は、環境大臣が指定する道路(主として歩行者の通行の用に供するものであつて、舗装がされていないものに限る。次条において同じ。)において車馬を使用することとする。

(特別保護地区における景観の維持に影響を及ぼすおそれがある行為)

第四条 法第二十一条第三項第十一号の政令で定める行為は、環境大臣が指定する道路において車馬を使用することとする。

附則第二項を削る。

附則第三項中「。附則第六項において同じ」を削り、同項を附則第二項とする。

附則中第四項の前の見出しを削り、同項を第三項とし、同項の前に見出しとして「(事務の報告)」を付

し、第五項を第四項とし、第六項を削る。

附則第七項中「附則第三項及び第四項並びに前項」を「附則第二項及び第三項」に改め、同項を附則第五項とする。

附則中第八項の前の見出しを削り、同項を第六項とし、同項の前に見出しとして「（国の貸付金の償還期間等）」を付し、第九項を第七項とし、第十項から第十二項までを二項ずつ繰り上げる。

別表中「附則第三項」を「附則第二項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、自然公園法の一部を改正する法律（令和三年法律第二十九号）の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一自然公園法施行令（昭和三十二年政令第二百九十八号）の項中「附則第三項、第四項及び第六

項」を「附則第二項及び第三項」に改める。

理由

自然公園法の一部を改正する法律の施行に伴い、野生動物の生態に影響を及ぼす行為を定めるとともに、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為を定める等の必要があるからである。